

○工事概要等報告書

事業番号	公下ボ第1-3号
事業名	土岐川左岸ポンプ場電気設備工事
事業場所	多治見市平和町8丁目地内
事業概要	<p>受変電設備          引込受電盤 1面          変圧器盤 1面          低圧盤 1面</p> <p>自家発電設備          搭載型ディーゼル発電装置 1式</p> <p>運転操作設備          雨水ポンプ設備コントロールセンタ 1面(3面)</p> <p>計装設備          土岐川内水位 1組          ポンプ井水位 2組</p> <p>監視制御設備          ミニグラ監視操作卓 1面          計装変換器盤 1面</p>
競争入札に参加する者に必要な資格	<p>1. 本工事は、特定建設工事共同企業体(以下「共同企業体」という。)での共同施工とし、共同企業体の構成員数は代表構成員1者、構成員1者の計2者で、結成は自主結成とする。また、代表構成員と構成員は同一業者であってはならない。          代表構成員及び構成員は、この公告の日(以下「公告日」という。)において、多治見市競争入札参加資格者名簿(以下「名簿」という。)に登録されているもので、公告日現在、多治見市指名停止措置要領(平成2年告示第45号)の規定に基づく指名停止期間がないこと。          なお、公告日から入札日までに代表構成員、構成員のいずれかが指名停止を受けた場合は、この入札の参加資格を失うものとする。</p> <p>2. 代表構成員、構成員の資格要件          (1)代表構成員          次の①から④を満たすこと。          ①多治見市競争入札参加資格審査要綱(平成元年告示第91号。以下「審査要綱」という。)第6条2項の規定により、電気工事に入札参加資格があると認定され、公告日現在、審査要綱第7条1項の規定により、岐阜県内又は愛知県内に本店又は入札及び契約締結に関する会社代表者からの委任を受けた者を有する支店若しくは営業所等(以下「支店等」という。)として名簿に登録されていること。          ②建設業法(昭和24年法律第100号)第27条の23第1項の規定に基づく公告日現在最新の経営事項審査結果通知書に記載されている、電気工事の総合評定値が1,300点以上であること。          ③自ら高圧遮断器又は高圧変圧器及び制御盤、遠方監視装置を製作据付する能力を有していること。          ④建設業法第15条の規定に基づく電気工事の特定建設業許可を有し、営業年数が3年以上であること。          (2)構成員          次の①から③を満たすこと。          ①審査要綱第6条2項の規定により、電気工事に入札参加資格があると認定され、公告日現在、審査要綱第7条1項の規定により名簿に登録されていること。          ②多治見市に本店又は支店等が登録され、建設業法第27条の23第1項の規定に基づく公告日現在最新の経営事項審査結果通知書に記載されている、電気工事の総合評定値が870点以上であること。          ③建設業法第15条の規定の基づく電気工事の特定建設業許可を有し、営業年数が3年以上であること。</p> <p>(3)技術者の配置          監理技術者について、建設業法第27条の18に規定する指定建設業監理技術者資格証の交付を受けたもので、電気工事に係る監理技術者を専任で配置することができること。</p> <p>3. 共同企業体の出資比率          (1)代表構成員の出資比率は、2者のうち最大であること。          (2)構成員の出資割合は、30%以上とすること。</p>